

【参考資料 エコリフォームの対象となる窓の仕様例（地域区分別）】

I および II 地域

建具の種類またはその組合せ

① 次のイ、ロまたはハに該当するもの

- イ． 三重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 1.91 以下であるもの
- ロ． 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 1.51 以下であるもの
- ハ． 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製またはプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 1.91 以下であるもの

② 次のイまたはロに該当するもの

- イ． 一重構造のガラス入り建具で、木製またはプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの
- ロ． 一重構造のガラス入り建具で、木またはプラスチックと金属の複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.08 以下であるもの

具体例

- ①イ **ガラス単板入り建具の三重構造であるもの**
- ①ロ **ガラス単板入り建具と低放射複層ガラス（空気層 12mm）入り建具との二重構造であるもの**
- ①ハ **ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 12mm）入りの建具との二重構造であるもの**
- ②イ、ロ **低放射複層ガラス（空気層 12mm）または三層複層ガラス（空気層各 12mm）入りの建具であるもの**

III 地域

建具の種類またはその組合せ

① 次のイ、ロまたはハに該当するもの

- イ． 二重構造のガラス入り建具で、少なくとも一方の建具が木製またはプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの
- ロ． 二重構造のガラス入り建具で、枠が金属製熱遮断構造であり、ガラス中央部の熱貫流率が 2.91 以下であるもの
- ハ． 二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 2.30 以下であるもの

② 次のイまたはロに該当するもの

- イ． 一重構造のガラス入り建具で、木製またはプラスチック製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.36 以下であるもの
- ロ． 一重構造のガラス入り建具で、金属製熱遮断構造または木もしくはプラスチックと金属との複合材料製であり、ガラス中央部の熱貫流率が 3.01 以下であるもの

具体例

- ①イ、ロ **ガラス単板入り建具の二重構造であるもの**
- ①ロ **ガラス単板入り建具と複層ガラス（空気層 6mm）入り建具との二重構造であるもの**
- ②イ **複層ガラス（空気層 6mm）入りの建具であるもの**
- ②ロ **ガラス単板 2 枚使用（中間空気層 12mm 以上）、複層ガラス（空気層 12mm）または低放射複層ガラス（空気層 6mm）入りの建具であるもの**

IVおよびV地域

建具の種類またはその組合せ

- ①二重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの
- ②一重構造のガラス入り建具で、ガラス中央部の熱貫流率が 4.00 以下であるもの

具体例

- ①ガラス単板入りの建具の二重構造であるもの
- ②ガラス単板2枚使用（中間空気層 12mm以上）または複層ガラス（空気層 6mm）入り建具であるもの

VI地域

建具の種類またはその組合せ

一重構造のガラス入り建具で、ガラスの日射侵入率が 0.43 以下のもの

具体例

遮熱低放射複層ガラス（空気層 6mm以上）または熱線反射ガラス3種入り建具であるもの

ガラス中央部の熱貫流率は、日本工業規格 R3107-1998（板ガラス類の熱抵抗および建築における熱貫流率の算定方法）または日本工業規格 A1420-1999（建築用構成材の断熱性測定方法）に定める測定方法によるものとする

「低放射複層ガラス」とは低放射ガラスを使用した複層ガラスをいい、日本工業規格 R3106-1998（板ガラス類の透過率・反射率・日射熱取得率の試験方法）に定める垂直放射率が 0.20 以下のガラスを 1 枚以上使用したものまたは垂直放射率が 0.35 以下のガラスを 2 枚以上使用したものをいう

「金属製熱遮断構造」とは、金属製の建具でその枠または框（かまち）などの中間部をポリ塩化ビニル材などの断熱性を有する材料で接続した構造をいう

上記と同等以上の性能を有することを確認することができる内窓設置、外窓交換、ガラス交換についてはこれによらず、エコリフォームのポイント発行の対象とすることができます

引戸、ドアについては住宅版エコポイントの対象となりません